

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

2023年10月2日

日立市多賀農業協同組合

当組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりJA貯金口座でのお取引を制限させていただきますのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、ATM操作に不慣れな高齢の方をATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 対象となるお客さま

過去1年以上、ATMによる振込および出金のお取引がない満65歳以上の個人のお客さま。

※ 2023年7月末時点

2 利用制限について

原則として、上記1に該当するお客様は、JAバンクキャッシュカードを利用した1日あたりのATMのお取引を次のとおり制限させていただきます。

(1) ATMによる振込のお取引がないお客さまは、ATMによる振込ができなくなります。

(2) ATMによる振込および出金のお取引がないお客さまは、ATMによる振込ができなくなります。

また、ATMによる出金限度額を上限10万円に制限させていただきます。

3 利用制限の開始日

2023年10月26日（木）より適用開始いたします。

※ 2022年度以前に利用制限を開始しているお客様についても、制限解除のご希望がない場合は利用制限を継続しております。

4 その他

対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまはお取引のある支店窓口までお申し出ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ

日立市多賀農業協同組合

(0294) 33-0048

～JAバンクご利用のみなさまへのお知らせ～

JAバンク茨城では、お客さまの大切な貯金をお守りするため、一部のお客さまを対象に、以下のとおり、お取引を制限させていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

＜ATMのお取引の制限＞ ※ 2023 年 7 月末時点

適用開始日 2023年 **10月26日**(木)

- ◆過去1年以上※, ATMによる振込のお取引がない
満65歳以上の個人のお客さま

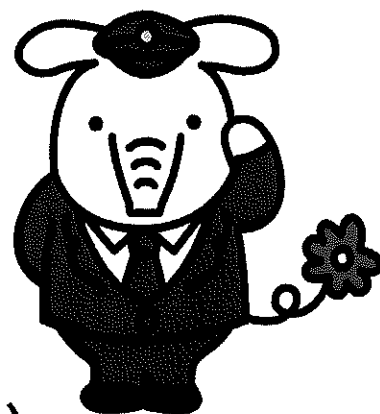
⇒ ATMによる振込ができなくなります。

- ◆過去1年以上※, ATMによる振込と出金の両方
のお取引がない満65歳以上の個人のお客さま

⇒ ATMによる振込ができなくなります。

また, ATMによる出金限度額を
上限10万円に制限させていただきます。

県内で、還付金詐欺犯罪が多発
しています。
詐欺被害には十分ご注意ください。



ご不明な点はJA窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先: JA日立市多賀本店 TEL0294-33-0048